相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字安行原一二四〇番地二七、最後の住所埼玉県川口市大字安行原一二四〇番地の二七　被相続人　亡　酒井　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　満尾　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市本大久保三丁目一五番、最後の住所千葉県習志野市本大久保三丁目一五番一九号　被相続人　亡　根本　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五F　コンパサーレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市弥生町二丁目一七番地一五、最後の住所北海道苫小牧市白金町二丁目六番一四号　被相続人　亡　武田　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市本町五丁目九番地一、最後の住所東京都武蔵村山市本町五丁目九番地の一　被相続人　亡　酒井　ミチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市秋津町三丁目一八番地二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平山　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前五丁目二三八番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀八丁目五番二九―一〇六号　被相続人　亡　柿崎　比佐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷三丁目一六番地、最後の住所東京都清瀬市野塩五丁目二七一番地の八　被相続人　亡　釈　謙司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都渋谷区神南一丁目二二番八号渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区松が谷四丁目三六八番地、最後の住所東京都練馬区西大泉一丁目一一番三六号　被相続人　亡　篠崎　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

事務所東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区千代田一番、最後の住所東京都目黒区三田二丁目一〇番一〇号三浦方　被相続人　亡　喜孝六平太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市大山二丁目四〇番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区西橋本四丁目一三番三―四〇五号　被相続人　亡　榎本　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階

相続財産管理人　弁護士　宇田川　隼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市南成瀬二丁目一四番地一二、最後の住所神奈川県相模原市南区相模大野六丁目二二番二一―一〇〇一号　被相続人　亡　川田　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

神奈川県相模原市緑区橋本六丁目五番一〇号　中屋第二ビル二―E

相続財産管理人　弁護士　髙瀬　芳明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧六丁目一一二番地六、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷五一九番地の一六フジタ第五箱根山マンション二一二号　被相続人　亡　咲間　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十三日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　村松　謙

第56期決算公告

平成28年12月13日

鹿児島県西之表市西之表16035番地14

株式会社たねがしま平安閣

代表取締役　吉元　勇

貸借対照表の要旨

（平成28年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	338,651
	固定資産	377,074
	合計	715,726
負債及び純資産の部	流動負債	430,397
	固定負債	220,384
	株主資本	64,945
	資本金	20,000
	利益剰余金	44,945
	その他利益剰余金	44,945
	（うち当期純利益）	(14,659)
	合計	715,726